

①国名	Republic of Ghana (GH) (ガーナ共和国)				
②名称	Ministry of Justice / Registrar-General's Department				
③所在地	P.O. Box 118 Accra				
④連絡先	(電話) (233) 593 793 942		(FAX) (233 21) 662 043		
	(E-mail) jemimamoware@gmail.com		(internet)		
⑤組織の長	Registrar General : Mrs. Grace Issahaque				
⑥沿革	<p>(1) ガーナにおける知財制度は、特許については1960年に特許法が制定され(この特許法は、後に廃止された)、商標については1965年商標法、意匠については英国意匠保法(182章)が制定された。その後、特許については、1993年6月18日に1992年特許改正法が施行された。ガーナは、アフリカ地域工業所有権機構(ARIPO)の加盟国であり、特許及び意匠制度については、1982年のARIPOハラレ・プロトコルに拘束される。</p> <p>(2) 商標制度については、ガーナはARIPOのメンバー国であるが、ARIPO官庁による標章の登録について規定する1993年の標章に関するバンジュール議定書を批准しておらず、上記の1965年商標法が適用されている。このため標章の登録については、ARIPOへの出願ではなく、ガーナに国内出願をしなければならない。</p>				
⑦所管	特許、実用新案、商標、意匠 著作権、原産地表示、集積回路配置、植物品種保護				
⑩加盟条約	WIPO 1976/6/12	ベルヌ 1991/10/11	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1976/9/28	PLT	レコード保護	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権) 2006/11/18	WPPT(演奏及びレコード) 2013/2/16
	ブタペスト	ヘーグ ロンドンアクト ヘーグアクト		ジュネーブアクト 2008/9/16	リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ 2008/9/16	PCT 1997/2/26	ロカルノ	ニース
	ストラスブール	ウィーン	WTO 1995/1/1		

①国名	Republic of Ghana (GH) (ガーナ共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	26	52		20
		(内 外国出願)	11	39		8
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)		26		8
	実用新案	全数	7	2		
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	798	831	42	1,013
		(内 外国出願)	63	35	42	89
		(内 日本から)		2	2	1
	商標	全数	3,354	3,424	1,399	3,352
		(内 外国出願)	2,426	2,591	1,399	2,499
		(内 日本から)	35	25	17	28
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	5	9		
		(内 外国出願)	4			
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	60	31	28	989
		(内 外国出願)	60	31	28	69
		(内 日本から)	3	1	2	1
商標	全数	3,502	2,895	1,668	3,231	
	(内 外国出願)	3,277	2,692	1,668	2,919	
	(内 日本から)	31	35	34	31	
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>

①国名	<p style="text-align: center;">Republic of Ghana (GH) (ガーナ共和国)</p>	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2003年12月31日施行(2003年特許法第657号)
	③地理的効力の範囲	ガーナ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (特許法4条(1)、(4))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ガーナに非居所の出願人は、公認の代理人を選任しなければならない。 (特許法30条)
	⑦出願言語	英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (特許法12条(1))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知, 内外国刊行物 (特許法3条(3))
	⑩グレースピリオド*	次の事項が規定されている。期間は何れも発明の開示日から6月。 (1)出願人又は前権利者の行為による、又はそれらの者の行為に基づく発明の開示 (2)出願人又は継承人に悪意を持った第三者による発明の開示 (特許法3条(4))
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的理論又は数学的方法 (2) 植物又は動物の生産のための、非生物学的方及び微生物学的方法以外の生産学的方法 (3) 事業、純粋に精神的な活動又はゲームを行うための計画、規則又は方法 ゲームを行うための計画、規則又は方法 (4) 手術又は治療による人又は動物の処置、及び人又は動物の診断のための方法 (5) 微生物以外の植物及び動物 (6) 植物品種 (7) 公序良俗を守るために国内で商業的实施が防止される発明。なお、この公序良俗には、次のものを含む。(特許法第1条(3), 第6条) (イ)人、動物又は植物の生命又は健康 (ロ)化何強に対する重大な損害の回避 (特許法第2条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第9条(7))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は特許の無効を裁判所に提訴することができる。 (特許法第15条(1))
	⑱実施義務	有。出願日から4年、又は特許付与日から3年の何れか遅く満了する期間。この期間が経過後は、強制実施権設定の対象となる。(特許法第14条(1))

①国名	Republic of Ghana (GH) (ガーナ共和国)						
⑱費用 単位 GHS (ガーナ・セディ)	[出願から登録までに掛かる費用]						
	出願料		10,000 GHC				
	[特許権維持に掛かる費用]						
	年金						
	2年次		10,000 GHC	8年次		70,000 GHC	14年次 300,000 GHC
	3年次		20,000 GHC	9年次		80,000 GHC	15年次 350,000 GHC
	4年次		30,000 GHC	10年次		90,000 GHC	16年次 400,000 GHC
	5年次		40,000 GHC	11年次		100,000 GHC	17年次 450,000 GHC
	6年次		50,000 GHC	12年次		150,000 GHC	18年次 500,000 GHC
	7年次		60,000 GHC	13年次		250,000 GHC	19年次 550,000 GHC
	20年次 600,000 GHC						
㉒料金減免措置 の有無	有。出願料、年金が、出願人が個人又は雇用者が25人以下の企業の場合には、50%に減額される。						
㉓PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。						

①国名	Republic of Ghana (GH) (ガーナ共和国)	
実用新案 制度	②最新実新案法の施行年月日	2003年12月31日施行(2003年特許法第657号) (注) 特許法の規定が準用される。
	③地理的効力の範囲	ガーナ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (特許法8条(1)、(4))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ガーナに非居所の出願人は、公認の代理人を選任しなければならない。 (特許法30条)
	⑦出願言語	英語
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から7年。更新は出来ない。
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法3条(3))
	⑩グレースピリオド	次の事項が規定されている。期間は何れも発明の開示日から6月。 (1)出願人又は前権利者の行為による、又はそれらの者の行為に基づく発明の開示 (2)出願人又は継承人に悪意を持った第三者による発明(特許法3条(4))
	⑪不登録対象	(1) 発見、科学的理論又は数学的方法 (2) 植物又は動物の生産のための、非生物学的方及び微生物学的方法以外の生産学的方法 (3) 事業、純粋に精神的な活動又はゲームを行うための計画、規則又は方法 ゲームを行うための計画、規則又は方法 (4) 手術又は治療による人又は動物の処置、及び人又は動物の診断のための方法 (5) 微生物以外の植物及び動物 (6) 植物品種 (7) 公序良俗を守るために国内で商業的实施が防止される発明。なお、この公序良俗には、次のものを含む。 (イ) 人、動物又は植物の生命又は健康 (ロ) 化何強に対する重大な損害の回避 (特許法2条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第17条(3))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は特許の無効を裁判所に提訴することができる。 (特許法第16条(6))
	⑱実施義務	有。特許出願日から4年、特許付与日から3年の何れか遅い方。 (特許法第14条(1))

①国名	Republic of Ghana (GH) (ガーナ共和国)		
⑱費用 単位 GHS (ガーナ・セディ)	[出願から登録までに掛かる費用]	出願料 5,000 GHC	
	[特許権維持に掛かる費用]	年金	
	2年次	5,000 GHC	5年次 20,000 GHC
	3年次	10,000 GHC	6年次 25,000 GHC
	4年次	15,000 GHC	7年次 30,000 GHC
⑳料金減免措置の有無	有。出願料、年金が、出願人が個人又は雇用者が25人以下の企業の場合には、50%に減額される。		
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。		

①国名	Republic of Ghana (GH) (ガーナ共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2003年12月31日施行 (2003年意匠法第660号)
	③地理的効力の範囲	ガーナ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	意匠創作者及び承継人(自然人、法人) (意匠法第3条(1)、(4))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ガーナに非居所の出願人は、公認の代理人を選任しなければならない。 (意匠法20条)
	⑦出願言語	英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	5年。5年ずつ2回延長できる。(最長15年) (意匠法第10条(1)、(2))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (意匠法2条(2))
	⑩グレースピリオド	次の事項が規定されている。期間は何れも発明の開示日から1年。 (1)出願人又は前権利者の行為による、又はそれらの者の行為に基づく意匠の開示 (2)出願人又は継承人に悪意を持った第三者による意匠の開示 (特許法2条(3))
	⑪不登録対象	(1) 専ら技術的効果を奏するためにのみ役立ち、外観の独創的特徴に自由度のない意匠 (意匠法第1条(2)) (2) 公序良俗に反する意匠 (意匠法第2条(4))
	⑫実体審査の有無	有。方式要件の他、意匠の成立要件、及び不登録対象に関しては審査される。 (意匠法第6条(3))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (意匠法第5条(7))
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ガーナはロカルノ協定には未加盟) (意匠法第5条(7)、第26条)
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	有。利害関係人は異議申立を行える。(意匠法第7条(1)) (注)異議申立の期間については、施行規則が未入手のため不明。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は意匠の無効を裁判所に提訴することができる。 (意匠法第12条(1))
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Republic of Ghana (GH) (ガーナ共和国)	
②④費用 単位 GHS (ガーナ・セディ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (情報が得られませんでした)	[意匠権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料
	②⑤料金減免措置 の有無 (情報が得られませんでした)	(情報が得られませんでした)

①国名	Republic of Ghana (GH) (ガーナ共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2004年2月6日施行 (2004年商標法第664号)
	③地理的効力の範囲	ガーナ国内のみ
	④他国制度との関係	無。ガーナはARIPO加盟国であるが、バンジュールプロトコルを批准していないため、ARIPOを利用しての商標登録はできない。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標 (商標法第1条、第8条(1))
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標 (商標法第1条)
	⑦出願人資格	自然人、法人
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第5条(g))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ガーナに非居所の出願人は、公認の代理人を選任しなければならない。 (商標法第17条)
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	10年。10年毎に更新できる。 (商標法第10条、第11条(1))
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1) 商号である標章。 (2) 他の事業の商品又は役務から当該商品又は役務を識別できない標章。 (3) 公序良俗に反する標章。 (4) 商品又はサービスの地理的出所、性質又は特性への特別な言及があることにより、公衆又は取引業界を誤解させる恐れがある標章。 (5) 国、政府間機関等の紋章、旗、記章、名称、略称、頭文字、証明印等と同一であるか、若しくはそれらの模造であるか、又はそれらを要素として含む標章。 (6) ガーナにおいて周知である、他社の、同一又は類似の商品又は役務に係る商標と同一であるか、混同するほどに類似しているか、又はその翻訳であるか、又は同一ではなく、類似でもない商品又は役務に係り、ガーナにおいて周知であり、かつ登録されているが、使用すると商品又は役務が当該周知の商標の所有者と関連があることを示し、当該所有者の利益が損なわれる恐れがある標章。 (7) 既に登録されている他の所有者の商標に同一であるか、同一の商品又は役務、若しくは密接に関連する商品又は役務に係りより早い出願日又は優先日を有する出願の商標に同一であるか、又はこれらの商標によく似ており、偽贋し、又は混同を生じさせる恐れがある標章。 (商標法第5条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (商標法第5条(f))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第4条(2))
	⑱実体審査の無及び審査事項	有。既に登録されているものと同一又は類似であるか否かの審査が行われる。 (商標法第6条(1))
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。

①国名	Republic of Ghana (GH) (ガーナ共和国)	
②①出願公開制度の有無	無。	
②②異議申立制度の有無	有。利害関係人は異議申立を行える。(商標法第6条(2)、(3)) (注)異議申立の期間については、施行規則が未入手のため不明。	
②③無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は商標の無効を裁判所に提訴することができる。(商標法第12条(1)、(2))	
②④不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年を超える不使用は、不使用取消の対象となる。(商標法第14条(1))	
②⑤商標分類	国際分類(ニース分類第8版)を使用している。	
②⑥図形要素の分類	(情報が得られませんでした)	
②⑦譲渡要件	無。商標権は、営業とは無関係に譲渡できる。	
②⑧費用 単位 GHS (ガーナ・セディ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (情報が得られませんでした) [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料	
②⑨料金減免措置の有無	(情報が得られませんでした)	